2016年度　日本政府(文部科学省)奨学金留学生募集要項

学 部 留 学 生

日本政府文部科学省は日本において、学部留学生として勉学する外国人留学生を下記のとおり募集する。

記

１．募集分野

学部留学生として日本での勉学を希望する者については、以下の（１）及び（２）から専攻分野を選択すること。第３希望まで選択することができる。

（１）文科系

①　文科系Ａ：法学、政治学、教育学、社会学、文学、史学、日本語学、その他

②　文科系Ｂ：経済学、経営学

（注１）「その他」の専攻を希望する者は専攻内容によっては受入大学がない等により受入れが困難な場合がある。

（注２）「その他」の専攻には文科系Ｂの「経済学」、「経営学」に関する専攻内容は含まれない。

（２）理科系

①　理科系Ａ：理学系（数学、物理、化学）、

電子電気系（電子工学、電気工学、情報工学）、

機械系（機械工学、造船学）、

土木建築系（土木工学、建築工学、環境工学）、

化学系（応用化学、化学工学、工業化学、繊維工学）、

その他（金属工学、鉱山学、商船学、生物工学）

　　②　理科系Ｂ：農学系（農学、農芸化学、農業工学、畜産学、獣医学、林学、食品学、水産学）、

　　　　　　　　　保健学系（薬学、保健学、看護学）、理学系（生物学）

　　③　理学系Ｃ：医学、歯学

（注）理科系を選択する者が複数の専攻分野を希望する場合、同一の系列（理科系Ａ、理科系Ｂ及び理科系Ｃ）の専攻分野の括弧内から選択して記入すること。ただし、理科系Ｃを第１希望として希望する者は専攻分野が限られているため、第２希望として理科系Ｂ又はＣから第３希望として、理科系Ｂから選択することが可能。

２．応募者の資格及び条件

　日本政府文部科学省は、日本において研究を行うことを通じ、日本と自国との架け橋となり、両国ひいては世界の発展に貢献するような人材を育成することを目的とし、外国人留学生を募集する。

（１）国籍：日本政府と国交のある国の国籍を有すること。なお、無国籍者は対象とする。申請時に日本国籍を有する者は原則として募集の対象とならない。

ただし、申請時に日本以外に生活拠点を持つ日本国籍を有する二重国籍者に限り、渡日時までに外国の国籍を選択し、日本国籍を離脱する予定者は対象とする。選考は応募者が国籍を有する国の各日本大使館等（以下、「在外公館」という）で行う。

（２）年齢：原則として1994年４月２日から1999年４月１日までの間に出生した者。

（３）学歴：学校教育における12年の課程を修了した者、又は高等学校に対応する学校の課程を修了した者。（2016年３月までに満たす見込みの確実な者を含む。）又は、上記以外の資格により日本の大学入学資格を有する者を含む。

（４）日本語等：積極的に日本語を学習しようとする意欲のある者。日本について関心があり、渡日後も進んで日本に対する理解を深めようとする意欲があること。また、原則として日本語で大学教育を受けようとする者。

（５）健康：心身ともに日本の大学における学業に支障がないこと。

（６）渡日時期：原則として2016年４月１日から４月７日までの間に渡日可能な者。直接配置により秋期入学となる場合には大学の指定する期日までに渡日可能な者。

（７）査証取得：原則として渡日前に「留学」の査証を必ず取得し、「留学」の在留資格で入国すること。国籍国に所在する在外公館での現地発給とする。本邦入国後、在留資格を「留学」以外に変更した者は在留資格変更時点で日本政府奨学金留学生としての資格を喪失するので留意すること。

（８）卒業後：卒業後も留学した大学と緊密な連携を保ち、卒業後のアンケート調査等にも協力するとともに、帰国後は在外公館が実施する各事業に協力し、自国と日本との関係の向上に努めること。

（９）次に掲げる者については対象外とする。採用以降に判明した場合には辞退すること。

①　渡日時において、現役軍人又は軍属の資格の者。

②　文部科学省又は受入大学の指定する期日に渡日できない者。

③　過去に日本政府（文部科学省）奨学金留学生であった者。

④　既に在留資格「留学」で日本の大学等に在籍している者及び自国における申請時から奨学金支給期間開始時までに私費外国人留学生として本邦大学等に在籍、又は在籍予定の者。ただし、現在日本に留学中の私費外国人留学生であっても、年度内に修了し帰国することが確実な者についてはこの限りではない。

⑤　本制度による奨学金と重複し、日本政府（文部科学省）以外の機関（自国政府機関を含む。）から奨学金等を受給している者。（申請時に受給を予定しており、渡日以降受給を予定している者も含む。）

⑥　「卒業見込みの者」にあって、所定の期日までに学歴の資格及び条件が満たされない者。

⑦　申請時に二重国籍者で渡日時までに日本国籍を離脱したことを証明できない者。

３．奨学金支給期間

（１）2016年４月から2021年３月までの５年間（渡日直後から１年間の日本語等予備教育（以下。「予備教育」という）を含む。）とする。ただし、医学、歯学、獣医学又は６年制の薬学専攻の者は、2023年３月までの７年間とする。

（２）相当程度の日本語能力を有する者、又は日本語能力を求めない大学に入学を希望する者に対して、予備教育を省略して直接大学への入学を認める場合（直接配置）には、奨学金支給期間は４年間（医学、歯学、獣医学又は６年制の薬学専攻の者は６年間）となる。また、早期卒業又は大学院への飛び入学のための学部退学の場合には、奨学金支給期間は卒業又は退学の時点までとなる。

（３）直接配置に係る奨学金支給開始時期は受入大学の事情を踏まえ、入学した時期からとする。

（４）６年制の薬学専攻については、実務実習前に実施される共用試験（CBT:Computer-based Testing、OSCE:Objective Structured Clinical examination）を受験し、実務実習に必要な一定基準を満たすことが不可能な場合は奨学金の支給を取り止めることがある。

（５）学部における勉学を終えた後、大学院の正規課程（修士課程又は博士課程前期）に入学を許可された者で一定の基準を満たす特に成績優秀な者については、進学に伴う奨学金支給期間の延長審査を受け、奨学金支給期間が延長されることがあるが、自動的に全員が認められるものではない。

４．奨学金等

（１）奨学金：月額117,000円（特定の地域において修学・研究する者に対し、月額2,000円又は3,000円を月額単価に加算。なお、予算の状況により各年度で金額は変更される場合がある。）を支給する。ただし、大学又は予備教育機関を休学又は長期に欠席した場合、奨学金は支給されない。

次の場合には奨学金の支給を取り止める。また、これらに該当するにもかかわらず奨学金を受給した場合、該当する期間に係る奨学金の返納を命じることがある。

　　　　　　①　申請書類に虚偽の記載があることが判明したとき。

　　　　　　②　文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。

　　　　　　③　日本の法令等に違反したとき。

　　　　　　④　大学又は予備教育機関において退学等の懲戒処分を受けたとき、あるいは除籍となったとき。（なお、大学等において処分を決定するまでの間、奨学金の支給を止めることもある。）

　　　　　　⑤　学業成績不良や停学等により標準修業年限内での修了が不可能であることが確定したとき。

　　　　　　⑥　入管法別表第一の四に定める「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。

　　　　　　⑦　他の奨学金（使途が研究費として特定されているものを除く。）の支給を受けたとき。

　　　　　　⑧　採用後、進学に伴う奨学金支給期間延長の承認を受けずに上位の課程に進学したとき。

（２）旅費

　　①　渡日旅費：文部科学省は原則として旅行日程及び経路を指定して渡日する留学生の居住地最寄りの国際空港（原則国籍国）から成田国際空港、又は受入大学が通常の経路で使用する国際空港までの下級航空券を交付する。なお、渡日する留学生の居住地から最寄りの国際空港までの旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、日本国内の旅費等は留学生の自己負担とする。「留学生の居住地」は原則として申請書に記載された現住所とする。

　　②　帰国旅費：文部科学省は原則として、奨学金支給期間終了月内に帰国する留学生については本人の申請に基づき、成田国際空港、又は受入大学が通常の経路で使用する国際空港から当該留学生が帰着する場所の最寄りの国際空港までの下級航空券を交付する。

（注１）奨学金支給期間の延長申請を行ったものの、延長を行わずに帰国する場合は原則として帰国旅費を支給しないので延長申請をする際は十分留意すること。

（注２） 渡日及び帰国旅行の際の保険金は留学生の自己負担とする。

（注３） 奨学金支給期間終了後、引き続き日本に滞在し、一時帰国する際の帰国旅費は支給しない。

（３）授業料等：大学における入学金、授業料及び入学検定料は日本政府が負担する。

５．選考及び結果通知

（１）在外公館は当該国の政府の協力を得て、申請書類、面接及び筆記試験に基づき、第１次選考を行う。

　　①　文科系は数学、英語及び日本語の３科目を全員が必ず受験する。

　　②　理科系は数学、英語、日本語及び物理・化学・生物のうち２科目（選択）を含めた５科目を全員が必ず受験する。ただし、物理・化学・生物については、専攻分野に応じて、理科系Ａは物理・化学を、理科系Ｂ及びＣは化学・生物を選択すること。

（２）第１次選考の結果通知は在外公館が別途指定する日時とする。

（３）第１次選考合格者は文部科学省に推薦され、文部科学省は在外公館の第１次選考の結果に基づき、第２次選考を行い、国費外国人留学生として採用する。その際、専攻分野ごとに選考を行う。

６．大学進学前の予備教育

（１）予備教育の内容：最初の１年間、文部科学省が指定する予備教育機関（東京外国語大学又は大阪大学）に入学し、大学入学のために集中的な日本語教育、その他の予備教育を受ける。予備教育の修学年数は１年間であり、授業の内容は日本語教育を中心として日本事情、数学、英語、及び文科系は社会、理科系は物理・化学・生物等である。

（２）専攻分野の変更：文科系及び理科系相互間の専攻分野の変更は認めない。また、文科系のＡ、Ｂ間の変更及び理科系のＡ、Ｂ、Ｃ相互間の変更も認めない。

（３）履修科目の取扱：予備教育機関において定められた必修科目は留学生が既に日本以外の国の大学で履修したものであっても、履修しなければならない。

（４）直接配置：相当程度の日本語能力を有し、予備教育が不要と認められる者または日本語能力を求めない大学等に入学を希望する者に対して、これを省略し、直接大学への入学を認める場合がある。（以下７．(6)参照）

（５）留意事項：予備教育機関において所定の課程の修了が不可能と判断された場合は大学への入学はできないので注意すること。（修了が不可能と判断された時点で帰国することとなる。）

７．大学教育等

（１）大学への進学：予備教育を修了した者は文部科学省の指定する大学の行う入学試験に合格の後、当該大学に入学する。留学生が受験する大学は第１次選考の学科試験結果、予備教育機関における成績、留学生の専攻、大学の収容力等を総合的に考慮の上、文部科学省が予備教育機関及び当該大学と協議して決定する。この決定に対する異議の申立ては認めない。

（２）学年：学年は毎年４月１日に始まり翌年３月31日に終わる。

（３）授業の使用言語：授業はすべて日本語で行われる。（日本語能力を求めない大学への直接配置の場合を除く。）

（４）学位：進学大学に所定年数以上在籍し、その在籍する大学の定める単位を修得した者にはその専攻分野に従い学士の学位が与えられる。

（５）専攻分野の変更及び履修科目の取扱い：予備教育の取扱と同様である。

（６）大学への直接配置：直接配置による配置大学の決定は文部科学省が当該大学と協議して決定するが、大学が受入れを不可とした場合には不採用となる。申請に当たっては在外公館に照会のうえ、直接配置可能大学の学部・学科、受入人数等に注意し申請すること。

８．応募手続

応募者は以下の書類を一式として、在外公館にその指定する期限までに提出する。提出した書類は一切返却しない。

①申請書【正本２部】※写真貼付

②直接配置希望大学申請書【正本１部】（直接配置を希望する者のみ）※写真貼付

③最終出身学校の学業成績証明書【正本１部、写し１部】

④最終出身学校の卒業証明書（卒業見込みの者は卒業見込み証明書）

【正本１部、写し１部】

⑤最終出身学校の長又は担任教員の推薦状【正本１部、写し１部】

⑥健康診断書（所定の用紙による）【正本１部、写し１部】

⑦在学証明書（大学等に在学中の者）【正本１部、写し１部】※該当者のみ

⑧大学入学資格等認定試験合格証明書【正本１部、写し１部】※該当者のみ

（注１）これらの書類は日本語又は英語により作成するか、日本語又は英語による訳文を必ず添付すること。

（注２）申請書及び直接配置希望大学申請書に貼付する写真は、最近６か月以内に撮影したもので、大きさは4.5×3.5㎝、上半身・正面・脱帽のこと。また裏面に国籍及び氏名を記入すること。紙媒体のコピーは不可とする。申請書のデータに写真のデータを貼り付け、申請書ごとに印刷することは可とする。（自分で写真データを印刷して、申請書に貼り付けることは不可。）

（注３）最終出身学校の卒業証明書及び大学入学資格等認定試験合格証明書は卒業証書及び合格詔書の写しでも代用可。ただし、その場合は当該出身大学、試験施行機関等の責任者による確認証明を付すこと。

（注４）大学入学資格等認定試験合格者が応募する場合、大学入学資格等認定試験合格証明書を提出すれば、学業成績証明、推薦状、卒業証明書の提出省略可能。

（注５）上記の書類の右上には必ず①～⑧までの数字を記載すること。

９．注意事項

（１）渡日に先立ち日本語を学習し、日本の気候、風土、習慣、日本と母国との法制度の違い、大学の状況等について、あらかじめ十分承知しておくこと。

（２）渡日後、すぐには奨学金を受給できないので、当座の生活資金として2,000米ドル程度用意すること。

（３）宿舎について

①　予備教育期間中の宿舎

留学生が在籍する東京外国語大学または大阪大学の宿舎に入居することができる。

②　大学の留学生宿舎

留学生のための専用宿舎が設置されている大学に入学する者は、希望すれば、所定の条件の下に入居することができる。ただし、居室数に限りがあり、希望者全員が入居できるとは限らない。

③　民間の宿舎等

上記の宿舎に入居しない場合は大学の一般学生寮や、民間の宿舎に入居することとなる。なお、家族を帯同する場合、家族用の宿舎の確保は極めて困難な状況にあるので、採用者が渡日後、宿舎を確保の上、配偶者・家族を呼び寄せること。

（４）募集要項、申請書類に併記された英文は便宜上付したものであり、英文による表現が日本文の内容を変更するものではないので、記載内容に疑問がある場合は在外公館に照会すること。

（５）この募集要項に定めるもののほか、国費外国人留学生制度の実施に必要な事項は、日本政府が別に定める。

（６）この要項に記載してある事項について、不明の箇所、又はこれ以外で疑問があれば、在外公館に照会し、その指示に従うこと。